

## 令和4年度 大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて

## ○地域密着型市民啓発事業

「人権が尊重されるまち」の実現に向けて、大阪市人権啓発推進員※の育成を図る。

## ※大阪市人権啓発推進員

本市の人権啓発その他の人権施策に関する業務を市民等に委託する大阪市人権啓発推進員制度の実施について定めた「大阪市人権啓発推進員制度実施要綱」(平成30年4月1日制定)に基づき、718名(令和4年6月1日)が市長から委嘱されている。地域に根ざした啓発活動を各区と協働して展開している。

(事業目的) 地域に根ざした人権啓発活動の担い手として活動する人権啓発推進員が、当事業の研修会等を通じて習得する知識・スキル等を活用することにより、各区・地域の啓発活動においてより一層活躍し、各区・地域における人権啓発の一翼を担うよう、人材の育成をめざす。

(取組み方向) ・各研修の実施にあたっては、より効果的な研修内容となるよう、研修手法やテーマを設定するとともに、開催日程や時間帯を工夫し、参加率の向上に繋げる。  
・人権啓発推進員のモチベーションの向上を図るため、人権情報誌「KOKOROねっと」やホームページ、フェイスブック等を活用し、人権啓発推進員制度や各区・地域の活動事例等について積極的に紹介し、広報を行う。

(事業の目標) 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」評価:85%以上

各研修受講者へのアンケートにおける「活用できる」評価:85%以上

	事業名	実施時期	事業内容
	研修名等		
人 権 啓 発 推 進 員 の 育 成 事 業	新任推進員対象の基礎的な人権知識及び傾聴・会話方法等の習得を目的とした研修 ※	調整中	・新任推進員対象の基礎的研修 新たに就任した推進員を対象に基礎的な人権問題の知識や傾聴・会話方法等の手法について習得するとともに推進員の任務・役割等について理解を深めることを目的に実施。 講演テーマ:調整中 講師:調整中
	全推進員対象の今日的な人権課題に対する知識等習得を目的とした研修 ※	調整中	・推進員の知識習得を目的とした研修 全推進員を対象に地域において人権啓発活動等を実施するために必要とされる、地域が抱える今日的な人権課題に対する知識や取組方法の習得を目的に、テーマの異なる研修を計5回実施。 講演テーマ:調整中 講師:調整中
	全推進員対象の情報共有による人権啓発事業等の企画・実行手法習得を目的とした研修 ※	調整中	・推進員間の情報共有等を目的とした研修 全推進員を対象にそれぞれが行っている啓発活動等について、互いの経験・情報を共有する場を設定し、推進員の任務と役割のより一層の浸透及び理解度の向上を図り、区役所との連携・協力による効果的な啓発活動・手法の習得を目的に実施。 講演テーマ:調整中 講師:調整中
	各地域におけるリーダー的推進員の養成を目的とした研修 ※	調整中	・リーダーの養成を目的とした研修 各地域(小学校区等)で代表する推進員1名(市全体で最大約300名)を対象として地域における推進員活動の中心的役割を担えるリーダーの養成を行うため、必要となるファシリテート力、相談への対応力などのスキルアップを行うことを目的に実施。 講演テーマ:調整中 講師:調整中
	人権に関する資料等の提供	随時	推進員活動に必要な情報の提供をするため、人権啓発情報誌「KOKOROねっと」等を送付。

※ 事業者提案内容によって研修項目・内容が変更される場合あり

## ○市民啓発広報事業

さまざまな媒体を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行う。

### ●啓発用DVDの購入及び啓発資料作成

- (事業目的) さまざまな人権問題に関する啓発用DVDの購入やリーフレット等を作成し、広く市民等に貸し出し・配布を行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上をめざす。
- (取組み方向) ・利用者の要望等を勘案しながら、新たなジャンルを含め選定・購入する。  
・利用者の拡大やリピーターの確保に向け、ホームページに加え、人権啓発情報誌「KOKOROねっと」、フェイスブック等を活用し、幅広い広報に努める。
- (事業の目標) 啓発用DVD利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価：85%以上

事業名	実施時期	事業内容
啓発用DVDの購入 及び啓発資料の作成	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発用DVDの保有数計：290作品（令和4年4月現在）</li> <li>(内訳) ・男女共同参画 22作品</li> <li>・子ども 37作品</li> <li>・多文化共生 5作品</li> <li>・個人情報保護 9作品</li> <li>・人権総論（ドラマ・ドキュメンタリーなど） 31作品</li> <li>・職場・企業の課題 71作品</li> <li>・さまざまな人権課題（LGBT・犯罪被害者・ハンセン病・HIV等） 42作品</li> <li>・高齢者 12作品</li> <li>・障がいのある人 27作品</li> <li>・同和問題（部落差別） 33作品</li> <li>・世界人権宣言・国際人権 1作品</li> </ul> <p>[令和3年度映像ソフト購入等実績] 17作品 [令和3年度実績]（令和4年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出しソフト本数：404本</li> <li>・視聴（延べ）人数：9506人</li> </ul>

●人権啓発情報誌の発行

- (事業目的) 人権啓発情報誌によりさまざまな人権問題や啓発事業等に関する情報発信を行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上をめざす。
- (取組み方向) 若者層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図るほかICTを活用して読者層のすそ野を広げるよう取り組んでいく。
- (事業の目標) 読者アンケートにおける「役に立った」評価:85%以上

	実施時期	事業内容
人権啓発情報誌の発行	8月 10月 12月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市人権だよりKOKOROねっと」を年間4回発行(8・10・12・3月)。</li> <li>・8月・12月・3月は各16,000部作成。10月は小学生(高学年)児童向けに「インターネットの使い方」を題材にし、37,000部作成。</li> <li>・若年層が利用するICTを効果的に活用し発信。</li> <li>・本市関係施設、Osaka Metro地下鉄駅等へ配架。市ホームページにも掲載。</li> <li>・音訳版を作成し、希望者に送付。</li> <li>・特集テーマ ダイバーシティの観点から               <ul style="list-style-type: none"> <li>第49号(R4.8月)「テレワーク時代のハラスメント」(予定)</li> <li>第50号(R4.10月)「インターネットの使い方」(予定)</li> <li>第51号(R4.12月)、52号(R5.3月) 未定</li> </ul> </li> </ul>

●人権ユニバーサル事業

- (事業目的) 人権への関心が低いと言われる若年層に焦点をあて、「外国人」や「障害のある人」又は「性的指向・性自認(性同一性)」に関する人権問題についての理解を深め、人権の大切さについて考える機会を提供する。
- (取組み方向) 「外国人」や「障害のある人」又は「性的指向・性自認(性同一性)」など、誰もが自分らしく生きられる社会の実現にむけ、これらの人々が抱える問題についての気づきを促し、考えることができるような動画を作成し、区役所等市内施設での放映を行う。
- (事業の目標) 事業内容について法務局と調整中のため未設定

事業名	実施時期	事業内容
法務局と調整中	法務局と調整中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層を対象に、障がいのある人の人権課題に関して理解を深めるため、人権感覚や感性を体得できる、啓発を実施する。</li> </ul>

○参加・参画型事業

市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する。

●人権に関する作品募集事業

(事業目的) 広く市民(とりわけ人権への関心を高める必要がある若年層)を対象に、人権に関する作品の創作活動を通じて人権意識の醸成を図るとともに、入選作品の展示会、啓発・広報事業への活用を行うことにより、幅広く市民への啓発をめざす。

(取組み方向) ・小中高校生及び一般の方を対象に、キャッチコピーを募集し、優秀作品を人権啓発の広報物等に活用する。  
・これまでのポスター等デザインやフォトなどの優秀作品を融合させてポスター化等を行い活用する。

(事業の目標) キャッチコピー応募数6,700件(過去3年の平均)以上。

事業名	実施時期	事業内容
人権に関する作品募集事業	9月募集予定 12月選考 3月表彰式 3月作品活用	人権に関する作品を募集し、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等に活用するとともに、各区等の人権啓発事業に活用。

●人権の花運動

(事業目的) 小学校の児童等が協力し合って花を育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重を育み、より豊かな人権感覚を身につけてもらう。

(取組み方向) 全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。

(事業の目標) 実施校へのアンケートにおける「児童の人権に対する関心や理解は深まった」評価:85%以上

事業名	実施時期	事業内容
人権の花運動	9月～翌年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催 人権啓発活動地域ネットワーク協議会(大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等)</li> <li>・対象 市内小学校25校</li> <li>・内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各校に花の球根、プランター、培養土等を配付して児童により花を育成</li> <li>・各校を担当する人権擁護委員が球根の植え付けを一緒に実施</li> <li>・人権擁護委員が植え付け時や開花時期等に人権講話や映像ソフト等を用いた人権教室を開催</li> </ul> </li> </ul>

●Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業

(事業目的) 青少年など若者層が興味のあるサッカーゲームの場を活用した啓発活動を実施することにより、青年層をターゲットとした人権への関心と人権意識の向上をめざす。

(取組み方向) 全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。

(事業の目標) スタジアム啓発イベント実施ゲームでの来場者へのアンケートにおける「人権問題への関心が深まった」の評価85%以上。

事業名	実施時期	事業内容
Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業	4月～翌年3月	ホームゲーム17試合のハーフタイムに、電光掲示板に人権啓発スポット広告(選手による「いじめNO!」メッセージ)を各30秒放映。
	未定	公式戦ホームゲームにおける人権啓発活動 ・場所 ヨドコウ桜スタジアム ・内容 子どもによる人権サポーター宣言の実施、啓発横断幕を持つての場内周回啓発物品の配布 など
	11月以降予定	小学生を対象にサッカー教室等を開催し、子どもが楽しく人権を学ぶ機会を提供する。

## ○企業啓発推進事業

企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援に取り組む。

- (事業目的) 各種研修会等で習得した知識等を活用して、企業市民である企業・事業所等の事業主、従業員等の人権意識の向上と公正採用選考制度の普及啓発をめざす。
- (取組み方向) より効果的な研修内容となるようなテーマや講師選定を行うとともに、参加者の拡大にも繋げる。
- (事業の目標) ・各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」及び「活用できる」評価:85%以上

	事業名	実施時期	事業内容
	研修名等		
企業啓発支援事業	人権啓発基礎講座	調整中	企業・事業所内で人権啓発を企画実施する新任人権啓発担当者等を対象に、人権啓発担当者として必要な基礎知識の習得と人権感覚のレベルアップを目的に実施(全2回)。 講演テーマ・講師は未定
	人権啓発スキルアップ講座	調整中	人権啓発研修等のスキルアップをめざす従業員や管理職等を対象に、企業や地域における人権研修の実施手法等のより実践的なスキルを習得することを目的に実施(全2回)。 講演テーマ・講師は未定
	経営層人権啓発講座	調整中	事業主・経営者層を対象として、CSRの観点から企業経営における法制度の動向、ダイバーシティマネジメントの意義・重要性についての理解を深めることを目的として実施。 講演テーマ・講師は未定
	労務・人事担当管理職を対象としたブロック別研修	調整中	管理責任を求められる労務・人権担当の管理職等を対象に、ハラスメント等の職場における人権課題及び労務に関連する人権課題について、その現状や対応策・防止策等に関する専門的な知識を習得することを目的に市内を5つのブロックに分割し、それぞれで実施(全5回)。 講演テーマ・講師は未定

## ○その他

### ●新型コロナウイルス感染症にかかる人権啓発

- 令和2年4月 HP、SNSを通じて、誤解や偏見に基づく差別やいじめをなくしていく啓発とともに相談窓口を案内
- 令和2年5月以降 SNSを通して4月と同様の内容の啓発を実施(2年5月、7月、8月、10月、3年1月、4月、6月、9月、4年1月)
- 令和2年6月 新型コロナウイルス感染症差別集中相談月間を設定し、HPやSNSを通じて周知
- 令和2年7月以降 市長出演による「STOP!コロナ差別」啓発動画の配信
- 令和3年6月 新型コロナウイルス感染症差別集中相談月間を設定し、HPやSNSを通じて周知
- 令和3年9月・4年1月 新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関連した人権問題についてfacebookで周知。



●人権啓発事業効果検証

(事業目的)

人権啓発・相談センターの実施事業について、外部の学識経験者及び専門家から個別に意見聴取を行うことを通じて、厳密な効果検証を行い、PDCAサイクルの徹底を図り、より効果的・効率的な事業となるよう改善を図る。

事業名	実施時期	令和3年度事業
人権啓発事業 効果検証	令和5年2月予定	<b>【意見及び対応】</b>
		<p>◇人権啓発情報誌について 【意見】 近年、インターネットを通じた様々な事件が発生しており、そうした事件に巻き込まれないために、例えば「インターネットリテラシーを伝えたい」ということを考えた時、どのような手法が有効で効果的であるのかなど、十分な検討が必要である。</p>
		<p>&lt;対応&gt; 10月に発行する人権啓発情報誌について、小学校(高学年)児童向けに「インターネットの使い方」を題材とする予定にしており、編集に際して十分内容を検討するとともに、教育委員会と連携しながら理解しやすい紙面となるよう取り組む。</p>
		<p>◇人権啓発情報誌について 【意見】 紙媒体の紙面について、年齢層が高い人が読んだ時にもわかりやすく、現代的な事象についても知っていただける構成にすべき。</p> <p>&lt;対応&gt; 年齢層が高い方々にとっても、見やすく理解しやすい表現となるよう、編集会議等で紙面の構成等を含めた十分な検討を行う。</p>
		<p>◇人権に関する作品募集事業について 【意見】 「一般の部」の応募者が伸びておらず、大阪市長賞をとるチャンスであることを伝えていくなど、応募者を増やすよう努めてもらいたい。また、標語がどこに使われるか、何に使われているのかよくわからないので、さらに明確にしておくべき。</p> <p>&lt;対応&gt; これまで人権情報誌やHP、本市各施設、JR・大阪メトロ駅構内にポスターを掲示する等により周知を行っていますが、企業団体や大学等にも働きかけ、多くの「一般の部」の方々にも応募いただけるよう取り組む。 また、ポスターの作成に当たっては、キャッチコピーの利用内容をわかりやすく表記する。</p>
		<p>◇人権相談事業の啓発について 【意見】 大阪は仕事をしながらラジオを聞いている人が多い。そういう媒体を使って人権相談事業の認知度を上げることも効果的である。</p> <p>&lt;対応&gt; 昨年度は、インターネットテレビに出演し人権相談について広報を実施。また、ラジオやその他の媒体についても積極的に活用し、人権相談事業の認知度向上を図る。</p>
		<b>【意見】</b>
		<p>◇人権啓発推進員の定年制について 人権啓発推進員について、80歳未満の者を選考するよう要綱を改正された。 新しい人権課題が出てきており、それに対応するためにも、若い人を登用できるようにすることが重要である。</p>
		<p>◇人権啓発推進員の育成事業について コロナ禍における研修の実施について、集合研修もしくはリモート研修のいずれも困難な場合、応急的な対応として、紙媒体資料の送付も即応的といえる。また、研修動画を収録したDVDを貸し出す手法も一定評価できる。</p>
		<p>◇人権相談事業について 「子ども」「外国人」「インターネット」の分野の相談が少ないが、そのような相談も受けますということも広報するとともに、他の専門機関との連携が必須である。</p>
<p>◇人権啓発及び相談事業 それぞれの事業のアンケートで、最終的に誰が受益しているか、また満足度を測るとともに、ニーズに対してリアクションを図るなど、しっかりと内容を把握し、活かすことが重要である。</p>		
<p>◇人権行政について 人権に関する取り組みはすぐに効果が出にくい行政分野の一つであるが、粘り強く事業を実施していくことが肝要である。</p>		